

(広告料)

第1条 「NIBEN Frontier」の広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) カラー：1ページ(裏表紙) 10万円
(本文中) 8万円
- (2) 白黒：1ページ(本文中) 5万円
2分の1ページ 3万円
4分の1ページ 2万円

2 広報室長は、必要に応じて前項の広告掲載料を減額することができる。

(無料広告基準)

第2条 次に掲げる広告については、広報室長の判断により前条の広告掲載料を無料とする。

- (1) 日弁連及び関弁連の定期大会等の広報を目的としたもの
- (2) 官公庁等の公的機関及びそれに準ずる団体が主催する行事案内等で、弁護士会員、弁護士法人会員又は外国特別会員に周知させる必要があるもの
- (3) その他公益性が高く、かつ、弁護士会員、弁護士法人会員又は外国特別会員に有益な情報であるもの

(申請手続)

第3条 広告掲載の申請は、次の事項を記載した書面で行い、版下の作成は、広告掲載依頼者の負担とする。

- (1) 申請者名
- (2) 法人(企業)名
- (3) 住所
- (4) 電話
- (5) 業務内容(職種)
- (6) 掲載希望号(期間)
- (7) 掲載希望場所
- (8) 広告内容
- (9) その他広報室長が要請した事項

(見本の提供)

第4条 掲載誌は、広告主に一部を見本として提供する。それ以上の提供は、有料とする。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月16日 日本弁護士連合会承認)

(平成18年3月30日 公示)

附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)